

募集！

結城市ワーク・ライフ・バランス 推進事業所

【仕事】

【生活】

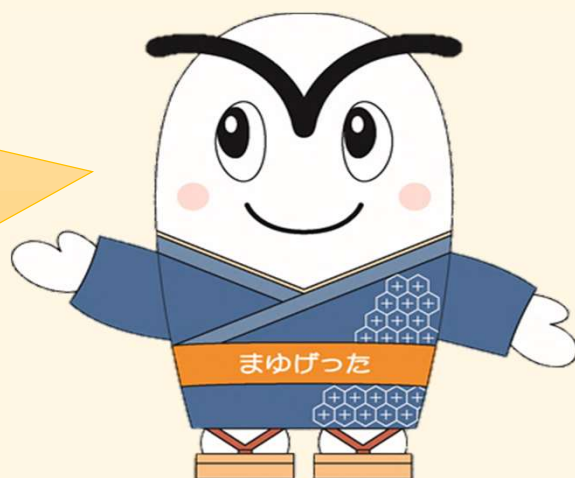
【調和】

Work と Life の Balance の 実現に向けて、男女共に働きやすい職場環境づくりに積極的な取組をしている事業所を募集します！

※ワーク・ライフ・バランス＝「仕事と生活の調和」と訳し、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

働きやすい環境づくりの
輪を広げたいった！

たくさん応募して欲しいった！



市では、仕事と家庭生活を両立することができて、男女共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取組む事業所を表彰し、事業所名及び取組内容を広く周知することで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っていくことを目的としています。

応募期間 令和7年9月30日(火)まで

結 城 市

令和7年度 「結城市ワーク・ライフ・バランス推進事業所」募集の概要

【応募対象】 結城市内に事務所、事業所を有する法人及びその他の団体で、常時労働者を雇用して活動（非営利的活動を含む）を行っている事業所

【応募方法】 自薦（事業者又は従業員による応募）・
他薦（関係機関又は関係団体からの推薦）問いません。

別添応募用紙を下記応募先へ提出してください。

※応募用紙はホームページからもダウンロードできます。
※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

市ホームページの募集ページです。詳しくはこちら👉

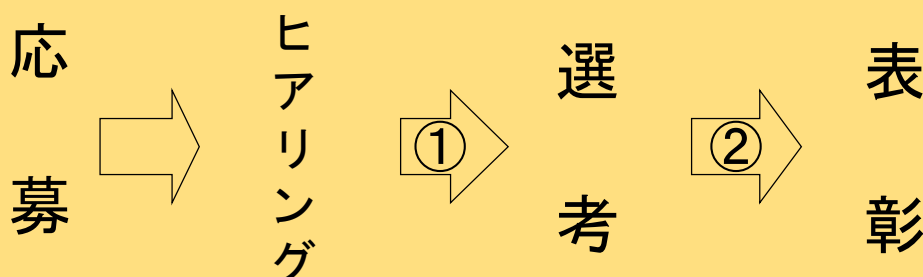


【応募期間】 令和7年9月30日（火）まで

【応募先・問合せ先】

結城市役所 市民生活部 人権推進課 男女共同参画係
〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地 本庁舎2階
TEL: 0296-34-0371 FAX: 0296-33-1941
E-mail : jinken@city.yuki.lg.jp

応募から表彰までの流れ



①応募または推薦いただいた事業所について、選考委員会で選考を行います。事前に取組状況についてヒアリングをさせていただきます。

②男女共同参画推進講演会で表彰し、取組内容を市民のみなさんに広くPRします。また、事業所名及び取組の内容について、広報誌や市のホームページ等へ掲載します。（表彰場所は、変更になる場合があります。）

あなたが働く事業所では、

こんな取組をしていませんか？

1つ以上積極的に行っていれば応募できます。

(別表)取組み内容について

(1) 長時間労働を改善するための取組

- ・ 所定外労働時間の削減（強制消灯、強制パソコン終了等）
- ・ 業務効率化のための取組
- ・ 不要な会議の取りやめ
- ・ 勤務時間表の作成（所定外労働及び休暇の見える化）
- ・ 定時退勤の奨励（ノー残業デー、定時退社日等の設定）

(2) 年次有給休暇の取得促進

- ・ 従業員の年次有給休暇の取得状況
- ・ 休暇を利用しやすくする取組（時間単位又は半日単位での取得）
- ・ 監督者の休暇取得についての研修実施と各部署への休暇取得促進
- ・ 従業員各自の休暇取得計画表の作成と各部署内での共有
- ・ 休暇取得促進に資する独自の休暇制度

(3) 自己啓発やキャリアアップの支援

- ・ キャリアプラン作成支援（自己申告、ジョブリクエスト、社内公募制度等）
- ・ 新たな職域を目指す者に対する知識、資格取得のための支援

(4) 仕事と育児、介護の両立支援

- ・ 従業員の育児休業及び介護休業の取得状況
- ・ 法定以上の休暇制度
- ・ 事業所内保育施設（託児施設）の設置
- ・ 男性の育児休業取得並びに産前及び産後の休暇取得促進
- ・ 育児、介護休業者の復職支援（休業中の情報提供及び相談）
- ・ 勤務地限定や転勤配慮

(5) 短時間勤務や在宅勤務等の柔軟な働き方に向けた取組

- ・ 柔軟な働き方へのバックアップ体制の確立

(6) 健康管理に関する取組

- ・ 配慮を必要とする従業員のための休暇制度（病気、怪我、妊娠等）
- ・ メンタルヘルス相談窓口の設置
- ・ 人間ドック受診補助

(7) ワーク・ライフ・バランス推進の啓発と風土づくり

- ・ 関連制度に関する説明会や研修の開催
- ・ 社内報やパンフレット等での情報提供
- ・ 職場参観日（家族参観日）の開催
- ・ 地域のイベントへの参加
- ・ アンケート等による従業員の意見聴取

(8) その他ワーク・ライフ・バランスの推進に資する取組

結城市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰制度実施要項

(目的)

第1条 この要項は、全ての労働者が仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）を図ることができる働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、優れた成果が認められる事業所等について、その功績を称えるとともに、これを広く市民に周知することにより、働きやすい職場環境整備を促進し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる者は、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「事業所等」という。）のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 応募又は推薦の日から起算して過去1年間において、労働に関する法令その他の各種法令に違反していないこと。
- (2) 社会通念上表彰を受けるにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (3) 過去において、この要項に基づく表彰を受けていないこと。
- (4) 市税等（市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税をいう。）に滞納がないこと。
- (5) 別表に掲げる取組を一つ以上積極的に行っていること。

(応募又は推薦)

第3条 表彰の対象となる事業所等は、次の各号のいずれかの方法により応募又は推薦を行うものとする。

- (1) 事業所等による応募又は当該事業所等に勤務する従業員による推薦
- (2) 関係機関又は関係団体による推薦

2 前項の応募又は推薦は、結城市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰応募・推薦用紙（別記様式）によるものとする。

(選考等)

第4条 表彰の対象となる事業所等の選考は、次に掲げる者により行うものとする。

- (1) 結城市男女共同参画基本計画推進委員会の代表者
- (2) 市民生活部長
- (3) 人権推進課長
- (4) 表彰の対象となる事業所等に関係する課等の長

2 前項の選考は、表彰の対象となる事業所等についての事前調査の後に行うものとする。

(表彰事業所等の決定)

第5条 市長は、前条第1項の選考の結果を考慮し、表彰すべき事業所等を決定するものとする。

(表彰方法)

第6条 表彰は、男女共同参画推進講演会において行う。ただし、必要があると認めるときは、これによらないことができるものとする。

(表彰の取消し)

第7条 市長は、被表彰者が表彰日以降、表彰の目的を損なうような行為を行う等により、表彰企業としてふさわしくないと判断した場合には、表彰の取消しを行い、表彰状等の返還を求めることができる。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。